

1. 件 名：クリアランスの認可申請書の記載要領等に係る面談
2. 日 時：令和2年12月11日（金）13時30分～14時10分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
  - 原子力規制庁
    - 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
    - 志間企画調整官、猪俣上席安全審査官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、鈴木安全審査専門職
  - 電気事業連合会
    - 原子力部 副部長
  - 中部電力株式会社
    - 原子力部（廃止措置グループ） グループ長、他7名
  - 関西電力株式会社
    - 原子燃料サイクル室（サイクル環境グループ） マネージャー、他3名
  - 中国電力株式会社
    - 電源事業本部（放射線安全） マネージャー、他2名
  - 日本原子力発電株式会社
    - 発電管理室（環境保安グループ） グループマネージャー、他3名
5. 要 旨：
  - クリアランス認可申請書に係る標準記載要領（以下「要領」という。）に関して、電気事業連合会等と意見交換を行った。
  - (1) 原子力規制庁から以下のとおり伝えた。
    - 要領については、申請者が申請書に記載すべき内容を整理するものであり、引き続き事業者において検討されるものと認識しているが、現在示されている要領では、本文及び添付書類に記載する内容とその関係性が不明瞭に思われる。中部電力株式会社浜岡原子力発電所の低圧タービンロータのクリアランス認可申請等、これまでのクリアランス認可申請の内容を整理した上で要領をまとめた方が必要事項が整理されるのではないかと考える。
  - (2) 電気事業連合会等から、本日の面談を踏まえ、引き続き検討していく旨の発言があった。
6. 配付資料：
  - ・クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）

以上